

災害廃棄物処理 ハンドブック

もしも災害が起きた時、
ごみはどうするの？



災害時に大量に発生する「ごみ」の処理について、
日ごろから考えておきましょう。

災害廃棄物はどのように処理するの？

災害時の廃棄物には、
どんなものがあるでしょうか。

この2つを
災害廃棄物
といいます。

※原則、家庭から出るものに
限ります。

自宅

災害ごみ

災害によって発生した廃棄物のうち、
住宅等を片付ける際に出てくるもの
(例：畳、布団、家具、家電など)



災害がれき

災害によって発生した廃棄物のうち、壊れた住宅等を
撤去する際に出てくるもの
(例：木くず、コンクリート
がら、金属くずなど)



生活ごみ

家庭での生活で出てくるもの
※災害時も平常時と同様に
発生します。



通常の ゴミステーション

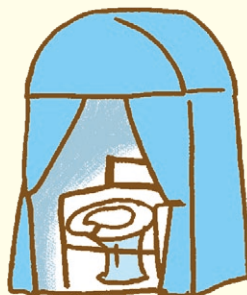
避難所ごみ

避難所での生活で
出てくるもの



し尿・汚泥

仮設トイレ等を使用する
場合に出てくるもの





これでは車の通行の妨げになります

熊本地震道路脇排出状況（2016年4月）
出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

仮置場とは？

災害廃棄物を一時的に保管しておく場所のこと。

災害時は廃棄物が大量に発生し、通常どおりの処理が追いつきません。
住宅の前の道路脇や通常のごみステーションなどに出すと、消防車や救急車、ごみ収集車などの車の通行の妨げとなってしまいます。
発災後に決められた仮置場に出してください。

運搬：住民

災害廃棄物は道路やごみステーションには置かずに仮置場へ搬出しましょう!!

市民仮置場

住民自らが災害廃棄物を移動させて一時的に保管しておく場所

運搬：市

1次仮置場

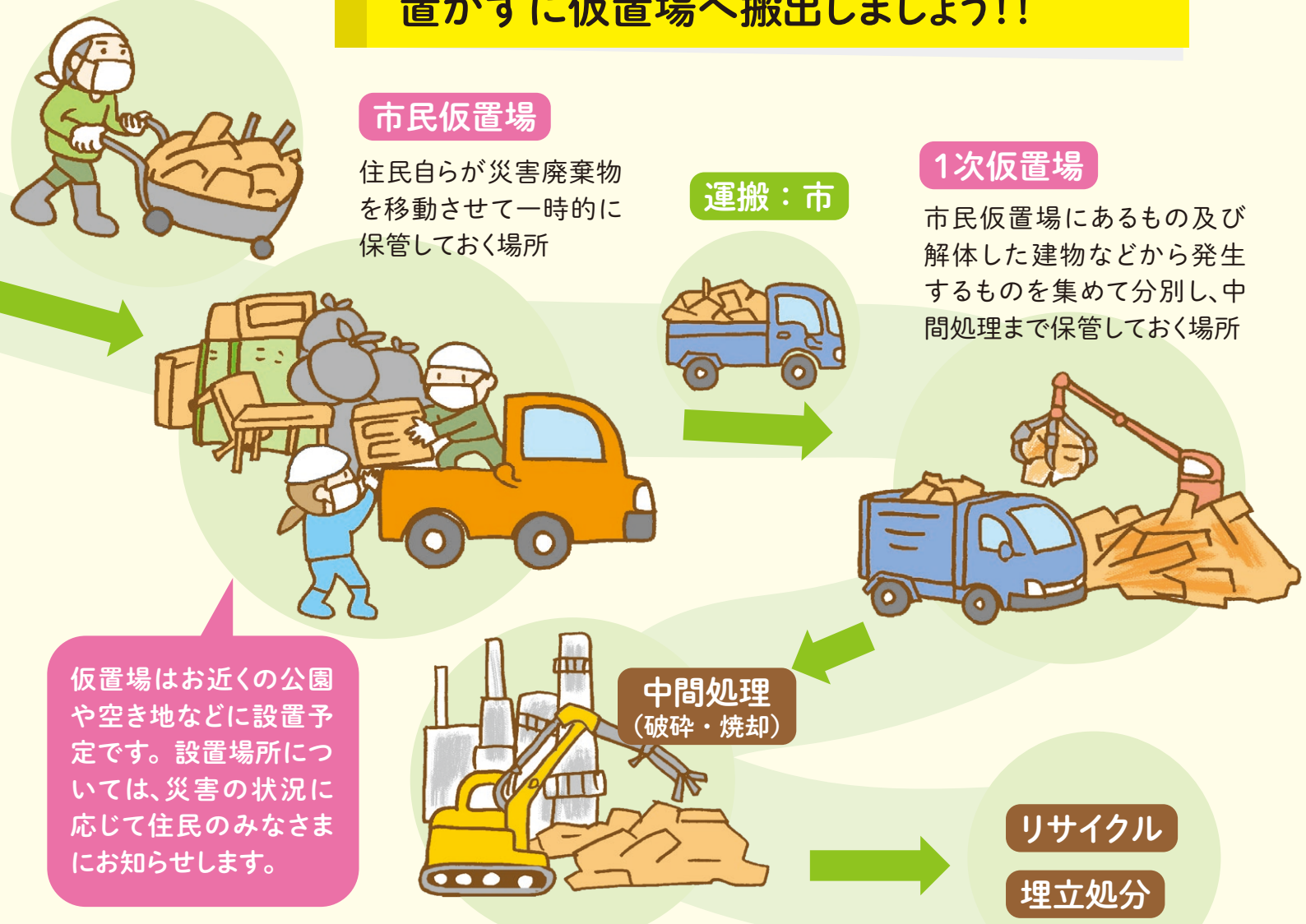
市民仮置場にあるもの及び解体した建物などから発生するものを集めて分別し、中間処理まで保管しておく場所

中間処理
(破碎・焼却)

リサイクル

埋立処分

仮置場はお近くの公園や空き地などに設置予定です。設置場所については、災害の状況に応じて住民のみなさまにお知らせします。



仮置場で分別する必要性とは？

災害廃棄物は分別して仮置場へ排出してください。

分別をすることで処理期間が短くなり、悪臭の発生や害虫の被害抑制につながります。

分別されないと…

- 処理に時間がかかる
- 処理費用の増加
- 腐敗性廃棄物(生ごみなど)による悪臭や害虫の発生
- ガスボンベなどによる火災の危険



北海道胆振東部地震 仮置場 (2018年9月)
出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

◎ 災害廃棄物の分別方法

分別・排出方法などは、災害の状況に応じて住民のみなさんにお知らせします。

市民仮置場

入口

木くず

家具類

家電製品

(テレビ、冷蔵庫などは可能な限り家電リサイクル法により処理を行ってください。)

瓦

コンクリートがら

金属くず

畳・布団

出口

i ごみの積み上げすぎには気を付けましょう。

i 生活ごみなど災害廃棄物以外のごみは仮置場に出さないでください。



i ごみの分別にご協力ください。しっかり分別していただくことでスムーズにごみを処理できます。

生活ごみについて

災害時においても、生活に伴うごみは当然発生します。



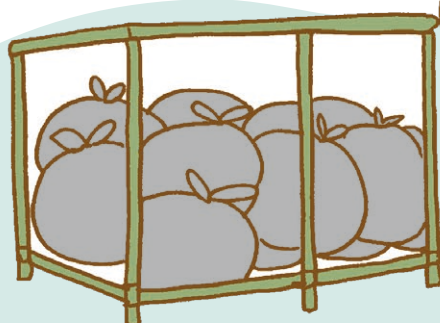
災害時には通常の収集を行うことができないため、生活ごみは、生ごみなど腐敗しやすいごみから、優先的に出してください。急いで捨てる必要のないごみは、収集運搬及び処理体制が復旧するまで、できる限り自宅等で保管してください。



ごみステーションへは
出さないで、市民仮置き場へ

急いで捨てる必要のない
生活ごみは自宅で保管

ごみステーション



生ごみなど腐敗しやすいごみを優先的に回収

災害廃棄物を片付けるときは

帽子orヘルメット

ゴーグル

防塵マスク

立体型がおススメ

タオルやてぬぐい

暑くても

長袖

厚手で長めの
ゴム手袋

長ズボン

長ぐつ

水筒

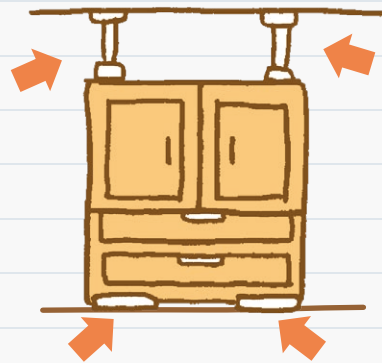
目や手の洗える
水がベスト



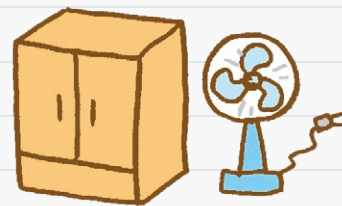
日ごろからの備え

災害廃棄物をできるだけ出さないために

✓家具や電化製品は、転倒防止器具や金具で壁に固定するなどして倒れにくくしておくことで、破損が防げます。



✓日ごろから、不要なものはリサイクルに出すなど整理することで、災害ごみを減らすことにつながります。



災害廃棄物の処理については、「松本市災害廃棄物処理計画」で定めています。



発行 令和元年6月
問い合わせ 松本市 環境部 環境政策課
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
電話：0263-34-3268（直通）
FAX：0263-34-0400
e-mail：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

松本市 環境部 環境業務課
〒390-0851 松本市島内 7576 番地 1
電話：0263-47-1096（直通）
FAX：0263-40-1335
e-mail：kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp